

1 本事業発生の要因、県・国の対応状況及び効果や課題

区分	要因	県・国の対応状況		効果や課題
		規制強化・制度の充実	指導強化	
排出事業者 違反行為の欠如による	○ 廃棄物処理法では努力義務として、また県条例では義務として規定されている、処理状況の現地確認の不履行又は不十分な確認	◆ 条例で処理状況の現地確認を義務付けているが、罰則や公表等の規定がない		【効果】 ○ 立入検査等によるコンプライアンス意識の向上 【課題】 ○ 処理業者に比べ法的拘束力が限定的であり、排出事業者による自主的な取組に頼る部分が多い
	○ 無許可業者への処理委託又は発酵が困難なものの処理委託	○ 既に廃棄物処理法による罰則規定あり（※啓発、立入検査の強化で対応）	○ 食品廃棄物排出事業者向け手引きの作成【県】 ○ 食品関係団体の会員企業に対する講習会の開催【県】	
	○ マニフェストによる処理状況の確認が不十分（虚偽記載を見破れず）	○ 特定の産業廃棄物を多量に排出する事業者に、電子マニフェストの使用を義務付け【法改正】 ○ 電子マニフェストの不適正な登録に対する疑いの検知に向けたシステム改修【国】 ○ マニフェストの法定記載事項の検討【国】	○ 排出事業者現地確認研修会の開催【県】 ○ 排出事業者が果たすべき責務をまとめたチェックリストの作成【国】 ○ 立入検査の質・量ともの充実【県】	
	○ 著しく安価な費用での処理委託	○ 民・民の話で具体的な規制は不可 ただし、排出事業者が適正な対価を負担していない場合、廃棄物処理法第19条の6の措置命令の対象となる場合があり、今後国が適正処理料金を判断するための情報を提供予定		
産業廃棄物 悪意を持った違法行為	○ 廃棄物の不適正処理・不正転売	○ 既に廃棄物処理法による罰則規定あり（※啓発、立入検査の強化で対応） ○ 許可を取り消された者等に対する措置の強化【法改正】	○ 廃棄物処理業者に対する講習会の充実【県】	【効果】 ○ 法改正（罰則強化）、立入検査等によるコンプライアンス意識の向上
	○ （電子）マニフェストの虚偽記載	○ マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化【法改正】 ○ 電子マニフェストの不適正な登録に対する疑いの検知に向けたシステム改修【国】	○ 立入検査の質・量ともの充実【県】	
行政 違法行為見破れず ベテラン職員の退職	○ 悪意を持って違法行為を行う事業者に対する監視体制の不十分さ	—	○ 廃棄物処理業者等への立入検査マニュアルの作成【県、国】 ○ 関係機関との合同立入検査の実施【県、国】 ○ 県健康福祉部職員への廃棄物処理法に係る立入権限の付与【県】	【効果】 ○ 関係機関との連携、職員の資質向上による監視体制の強化
	○ ベテラン職員の大量退職に伴う監視指導職員の資質の低下	—	○ 監視指導職員の資質向上のための研修等の充実【県、国】	

2 本事業を踏まえた国への要望

国に対し、廃棄物処理法における「マニフェスト制度の見直し及び虚偽記載に対する罰則強化」、「排出事業者による委託先の処理状況の確認の義務化」等を要望した。
 （平成 28 年中部圏知事会からの要望、参議院環境委員会での参考人陳述、中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会の関係者ヒアリング等）
 しかし、平成 29 年 6 月 16 日に公布された廃棄物処理法の改正においては、排出事業者による委託先の処理状況の確認の義務化は規定されなかった。

3 課題に対する措置強化の方向性

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例での措置強化等（案）

<p>【現地確認義務（条例第 7 条）に係る勧告、公表規定の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地確認を実施していないと認める事業者に対して、必要な措置を講ずべきことを勧告し、さらに勧告に従わない場合は、その旨を公表する規定を設ける。 ○ 勧告、公表を規定するにあたっては、条例第 7 条第 2 項に規定されている「定期的な確認」の頻度を年 1 回以上と規定するなど、確認の具体的な方法を明示する。 <p>【除外規定の明文化】</p> <p>現在の運用と同様に、除外規定を以下のとおり規則等で明文化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の場合は、現地確認を不要とする。 ○ 人員等が不足しているなどの事情で事業者自らが実地に調査することが困難な場合には、第三者に委託して調査することも差し支えないこととする。
